

財務諸表に対する注記（精明学園用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品及びソフトウェア一定額法
- ・ リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産
賃貸借処理による方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
賃貸借処理による方法によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構：社会福祉施設職員等退職手当共済制度

社会福祉法人長野県社会福祉協議会：長野県民間社会福祉職員退職積立基金制度

4. 拠点が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 精明学園拠点財務諸表（第1号の第4様式、第2号の第4様式、第3号の第4様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

- ア 施設入所事業
- イ 生活介護事業
- ウ 短期入所事業
- エ 共同生活援助
- オ 相談支援事業
- カ 地域生活支援事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|-------|-------------|
| 土地 | 26,478,121 | | | 26,478,121 |
| 建物 | 925,426,651 | | | 925,426,651 |
| 定期預金 | | | | 0 |
| 投資有価証券 | | | | 0 |
| 合 計 | 951,904,772 | 0 | 0 | 951,904,772 |

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------------|-------------|-------------|
| 基本財産土地 | 26,478,121 | | 26,478,121 |
| 基本財産建物 | 925,426,651 | 440,971,439 | 484,455,212 |
| 普通財産土地 | | | 0 |
| 普通財産建物 | 3,662,022 | 1,266,178 | 2,395,844 |
| 構築物 | 8,248,121 | 4,055,681 | 4,192,440 |
| 機械及び装置 | | | 0 |
| 車両運搬具 | 20,773,149 | 16,567,115 | 4,206,034 |
| 器具及び備品 | 25,939,055 | 17,211,524 | 8,727,531 |
| 有形リース資産 | | | 0 |
| 権利 | 149,240 | | 149,240 |
| ソフトウェア | 3,943,005 | 2,865,000 | 1,078,005 |
| 無形リース資産 | | | 0 |
| その他の固定資産 | | | 0 |
| 合 計 | 1,014,619,364 | 482,936,937 | 531,682,427 |

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

10. 関連当事者との取引の内容
該当なし

1 1. 重要な後発事象

該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・その他特別損失 20,309,024 円については、新会計基準移行に伴う国庫補助特別積立金の再計算の結果生じた積立額である。